

令和3年11月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による療養の給付の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が頸部挫傷、右肘関節内側副靭帯損傷及び右肩関節周囲炎(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため、令和○年○月から同年○月までの期間(以下「本件診療期間」という。)において、医療機関を受診したところ、全国健康保険協会(以下「保険者協会」という。)が、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、療養の給付を支給しないことを不服として、請求人が審査請求を経て、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、a市役所に勤務する健康保険の被保険者であるところ、令和○年○月○日、通勤途中の交通事故(以下「本件事故」という。)により負傷し、令和○年○月○日の症状固定後の本件診療期間について、さらに医療機関を受診した。
- 2 保険者協会は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、当該傷病に係る診療、投薬等については、「労働者災害補償保険法の通勤災害と認められるため」として、療養の給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、請求人は地方公務員であるから、上記の「労働者災害補償保険法」は誤りであり、「地方公務員災害補償法」とすべきものである。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 健保法による保険給付は、労働者又は被扶養者の疾病、負傷等同法所定の保険事故のうち、業務災害以外の事由によるもののみを対象とするものとされている(健保法第1条)。また、被保険者に係る同法による療養の給付は、同一の傷病等につき地方公務員災害補償法(以下「地公災法」という。)による給付がされるときは行わないものとされており(健保法第55条第1項)、地公災法第26条は、職員の公務又は通勤による負傷、疾病等(以下「通勤災害」という。)を、地公災法による療養補償の対象と規定している。
- 2 本件の問題点は、上記の法規定と本件事案の具体的事実関係等に照らし、本件診療期間における当該傷病を、健保法による療養の給付の支給の対象と認めることができるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によると、次の事実が認められる。
 - (1) 保険者協会の照会に係る請求人が作成した「負傷原因届(回答票)」と題する書面(以下「請求人回答票」という。)から主な部分を摘記すると、次のとおりである。

被保険者氏名：請求人
負傷した方：被保険者本人
勤務形態：正社員、契約、派遣、パート、アルバイト
労災保険(注：記載なし)
傷病名：頸部挫傷、右肩挫傷、腰部挫傷
負傷日時：令和○年○月○日 午前○時頃
負傷した時間帯(状況)：通勤途中(出勤)

負傷場所：路上

負傷原因：交通事故

相手：有（あなたは被害者）

負傷した時の状況を具体的に記入してください。：当車両側交差点信号が赤信号であったため、車を停止していました。ところが、後続に停止していた相手方が、誤って車を発進させて私の車に追突してきました。

治療経過：令和○年○月○日現在治療継続中

治療期間：令和○年○月○日から

注：「通勤災害は申請しております。事業主には、本照会を見てもらった上で回答しております。」と付記されています。

なお、上記請求人回答票には、請求人の送付状が添付され、「交通事故による負傷であり、R○ ○／○付で症状固定されました。○月以降健康保険により引き続き通院しております。」と記載されている。

- (2) 保険者協会の照会に係る a 市長が作成した令和○年○月○日付け「健康保険の負傷原因について（回答）」と題する書面（以下「a 市回答」という。）から主な部分を摘記すると、次のとおりである。

令和○年○月○日付照会のあったことについて、次のとおり回答します。

健康保険記号番号：○○○○○○○○

○-○○○○

受診者名：請求人

該当の番号を○印で囲み、詳細を下記に記入してください。

1. 通勤災害に該当すると判断されました。

注：a 病院及び b 薬局 c 店の欄外に、「症状固定後の療養のため本人へ請求してください。」と付記されている。

2. 次の理由により、通勤災害に該当しませんでした。

注：記載なし。また、1、2のいずれにも○印が付されていない。

- 2 上記認定の事実及び本件記録に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

上記によれば、請求人は、令和○年○月○日、自動車での出勤中の路上において、後続車による追突事故（本件事故）により受傷したため、同日から当該傷病の診療を開始し、令和○年○月○日に損害保険会社には症状固定とされたが、その後も治療を続け、同年○月○日においてもその治療を継続していることが認められるから、当該傷病は通勤災害によるものであり、地公災法第 2 6 条の療養補償の対象となる可能性があるところ、請求人が同条による受給権を有する場合は、健保法に定める療養の給付の対象とならないものである。そして、本件においては、請求人は、未だ地公災法第 2 6 条の療養補償の申請をしておらず、その申請の当否についての判断がされているわけではない。そうだとすると、現時点においては、請求人が地公災法第 2 6 条の療養補償の受給権を有しないことを確認することができないのであるから、請求人に対し健保法上の療養の給付を不支給とした原処分は、違法とはいえない。

よって、本件再審査請求は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。